

許可申請にあたっての注意事項

お願い：申請の受付は、2営業日前までにあらかじめ電話で予約の上ご来庁ください。なお、予約状況によってはご希望に添えない場合がございます。

豊橋市環境部廃棄物対策課

電話 0532-51-2407

令和元年12月13日 現在

許可申請書の記入上の留意事項

- (1) 申請書は正・副本の計2部を作成してください。(副本は申請時に受付印押印後返却します。)
- (2) 日付は、申請が受理されたときに記入してください。(添付書類についても同様です。)
- (3) 郵便番号についても記入してください。
- (4) 電話番号(あればFAX番号)は、処理業の窓口になる番号を記入してください。
- (5) 取り扱う産業廃棄物の種類において、「廃プラスチック類」、「金属くず」及び「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」については、自動車等破砕物(いわゆるシュレッダーダスト)を取り扱うかどうか明記してください。(「自動車等破砕物を含む。」又は「自動車等破砕物を除く。」)
- (6) 取り扱う産業廃棄物の種類に、「廃プラスチック類」、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」及び「がれき類」が含まれる場合は、当該各品目について、石綿含有産業廃棄物を取り扱うかどうか明記してください。(「石綿含有産業廃棄物を含む。」又は「石綿含有産業廃棄物を除く。」)
- (7) 取り扱う産業廃棄物の種類に、「燃え殻」、「汚泥」、「廃酸」、「廃アルカリ」、「鉍さい」及び「ダスト類」が含まれる場合は、当該各品目について、水銀含有ばいじん等(燃え殻、汚泥、鉍さい、ダスト類にあっては、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの。廃酸、廃アルカリにあっては、水銀を15mg/Lを超えて含有するもの。)を取り扱うかどうか明記してください(「水銀含有ばいじん等を含む」、又は「水銀含有ばいじん等を除く」)。
- (8) 事業の範囲は、積替え・保管を行うかどうか明記してください。(「積替え・保管を含む。」又は「積替え・保管を除く。」)
なお、「積替え・保管を除く。」場合は、積替え・保管を行う産業廃棄物の種類、保管上限及び積み上げることのできる高さの欄は「該当なし」と明記してください。
- (9) 「積替え・保管を除く」、「積替え・保管を含む」のそれぞれについて、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱うかどうか明記してください(「以上○品目」の後に、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、又は「水銀使用製品産業廃棄物を除く」を記入。
なお、記載例のように、水銀使用製品産業廃棄物の積替え、保管は行わないが、積替え、保管を行う産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物と同じ産業廃棄物の種類が含まれる場合、当該産業廃棄物の種類は「積替え、保管を除く」及び「積替え、保管を含む」の両方に記載してください。
- (10) 令第6条の10に規定する使用人については、商業登記簿に登記のある本店、支店のうち、豊橋市内の営業を管轄する本支店長及び産業廃棄物処理業の契約権限を有する講習会の修了者を記入してください。支店長を役員が兼務している場合については、その旨記載してください。

添付書類作成にあたっての留意事項

1 定款(又は寄附行為)及び登記事項証明書

定款又は寄附行為については、申請者により余白に原本と相違ないことの証明をしてください。

2 事業計画の概要を記載した書類

- (1) 産業廃棄物の種類は、法令に基づく名称(別紙「産業廃棄物の種類」の産業廃棄物名を参照)を記入してください。(廃自動車、廃石膏ボード等の表記はしないでください。)
- (2) 排出場所が、工事現場等のため特定できない場合は、排出者事務所の所在地に加えて「〇〇市内各工事現場」等と記入してください。

(3) 予定運搬先の所在地は処分業の許可証に記載された**施設の設置場所の所在地**を記載してください。

3 事業の用に供する施設

(1) 運搬車両

- ・土砂等運搬禁止車両では、**がれき類、鉋さい**は運搬することができませんので、注意してください。
- ・感染性産業廃棄物を運搬する場合、原則として温度調節可能なバンタイプの車両を使用してください。
- ・家畜の死体を運搬する場合は、運搬中の腐敗を防ぐため、保冷車、冷蔵車又はそれらと同等の腐敗進行防止措置を講じた車両としてください。
- ・パッカー車、プレスパッカー車では、**石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の収集・運搬**ができません。
- ・写真は前方と側面の2枚で、シートなどは跳ね上げて、**ナンバー及び名称等の車体表示**（既に許可を有している場合には**所定の事項が表示されていること**。）が確認できるものを添付してください。
- ・車両に自己の名義以外の表示がある場合は、消去するか自己の名義を併記してください。

(2) 車両保管場（駐車場）

- ・登記上の地目については駐車場の所在地を管轄する法務局で確認し記入してください。

(3) 積替え・保管を行う場合には、法に基づく本申請に先立ち**事前協議等**を行ってください。

4 施設の所有権を証する書類

(1) 車検証の写し

- ・運搬施設が船舶の場合、車検証に替えて、船舶国籍証書、船舶検査証書、船舶検査手帳、積載量を証明する書類（載貨重量トン鑑定書等）及び海運業を証明する書類（内航定期傭船契約書等）を添付してください。

(2) 使用権原

- ・駐車場が借地の場合には賃貸借契約書等の写しを添付してください。
- ・他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書等の写しを添付してください。（**名義貸しの内容とならないこと**。また、使用権原に制約がなく、**継続的に使用**できること。）
- ・運搬施設を運転等する者からその運搬施設を借用する場合は、賃貸借契約等が結ばれ、その運転等する者が申請者との間で雇用の状況が明らかとなっている書類を添付してください。

5 技術的能力を証明する書類（修了証等）

(1) 修了証は、有効期間内のものであるか確認してください。

新規講習会の修了証・・・修了の日付から**5年間有効**

※申請の受付日から起算して、5年前までに受講

(平成29年4月1日申請の場合、平成24年4月2日以降に受講したもの)

更新講習会の修了証・・・修了の日付から**5年間有効**

※許可期限の翌日から起算して、5年前までに受講

(平成29年4月1日が**許可期限**の場合、平成24年4月2日以降に受講したもの)

- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の講習会の修了証で産業廃棄物収集運搬業の許可申請をすることができます。（処分課程で収集運搬課程を兼ねることはできません。）
- ・新規講習会の修了証で更新許可を申請することができます。
- ・変更許可の場合には、直前の許可申請で添付した修了証で申請することができます。ただし、講習会の修了者が退社等により不在となったときは、上記（1）の修了証の取扱いに準じますが、有効期間の起算は、新規講習会、更新講習会にかかわらず「申請の受付日から」となります。
- ・他県等で許可を受けた場合、更新講習会の修了証の有効期間内であれば新規許可の申請ができます。

(2) 法人の場合 講習会の修了者は、業務を執行する役員等である必要があるため監査役は不可です。

(3) 講習会の修了者が、業務を執行する役員、若しくは本店又は支店の長でない場合、継続的に業務を行うことができる施設のある場所の代表者で、廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有している者であることが必要です。

6 資金の調達

- (1) 資金を借入れする場合は、実行可能な借入金の返済を見込んだものが分かる長期的事業収支計画を添付してください。
- (2) 新たに資金を調達する必要がない場合は、その理由を明記してください。

7 決算報告、法人税の納税証明書（法人の場合）

- (1) 納税証明書は税務署で発行する「その1・納税額等証明用」を添付してください。
- (2) 税金は、原則として完納されていることが必要です。
- (3) 新規法人で、実績がないために3年分の納税証明書が提出できない場合は、その旨を理由書にして添付してください。
- (4) 確定申告書は、別表一（一）及び別表四の写しを提出してください。

8 資産調書、所得税の納税証明書（個人の場合）

- (1) 納税証明書は税務署で発行する「その1・納税額等証明用」を添付してください。
- (2) 税金は、原則として完納されていることが必要です。
- (3) 個人で従業員であった者が転業により申請する場合は、納税証明書の代わりに**直前3年間の源泉徴収票の写し**を添付してください。
それ以外の場合で確定申告をしていない場合は、納税証明書に「無」の証明をもらい、その理由を添えて添付してください。
- (4) 確定申告書は、第一表及び第二表の写しを提出してください。なお、修正申告書の提出をされた方は、第五表の写しも併せて提出してください。
- (5) 資産調書の預金については、金融機関の残高証明書を添付してください。

9 今後5年間の事業に係る収支計画書

- (1) 売上高は、その内訳を別紙に記載して添付してください。
- (2) 法人の場合は、**直前の事業年度の次期から始めて5年分**作成してください。（直近の損益計算書が平成29年6月末現在である場合には、最初の期間は平成29年7月～30年6月となります。）

10 その他

- (1) 先行許可制度は適用しておりませんので、添付書類の省略はできません。なお、優良産業廃棄物処理業者認定（確認）の申請を行いたい方は、事前にご相談ください。
- (2) **法人の登記事項証明書、住民票等、~~登記されていないことの証明書~~（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。詳しくは最寄りの法務局に問い合わせください）、納税証明書及び写真については、2部のうち、正本について原本があれば副本はコピーでかまいません。**なお、証明書等は、発行から3か月以内のものが有効です。
- (3) **講習会の修了証については、申請受理時に原本照合を行いますので、原本を持参してください。**
- (4) 添付書類は添付書類一覧表の番号順にそろえて提出してください。なお、車両の写真及び車検証についても運搬車両一覧の記載順にそろえてください。
- (5) 収集運搬業の申請手数料は以下のとおりです。

産業廃棄物収集運搬業	新規	81,000円
	更新	73,000円
	変更	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規	81,000円
	更新	74,000円
	変更	72,000円

申請手数料は、納入通知書により指定金融機関等で納入していただきます。納入通知書は、申請の受理時に発行しますので、可能な限り当日、**市役所内の指定金融機関で納付してください。**

- (6) 更新許可申請及び変更許可申請の際には、許可内容の確認を円滑に行うためなるべく旧許可証の写しを添付してください。
- (7) 役員及び株主等の「登記されていないことの証明書」の申請方法につきましては、東京法務局のホームページ http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html を参照してください。

- (8) 中小企業診断士の経営診断書について、原本が提出できない場合は、コピーでもかまいませんが、原本照合が必要となりますので、原本を持参してください。
- (9) 平成24年7月9日に外国人登録制度廃止に伴い、申請者等が外国人の場合の添付書類が「外国人登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書」から「国籍等の記載のある住民票の写し」に変更になりました。

問い合わせ先

愛知県豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 環境部
廃棄物対策課 廃棄物対策G
電話 0532-51-2407

本市以外の産業廃棄物に関する問い合わせ先

平成29年10月1日現在

窓 口	住 所	管轄区域
愛知県環境部 資源循環推進課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 (052-961-2111 代表)	
東三河総局 県民環境部 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4 (0532-54-5111 代表)	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号 20-1 (0536-23-2111 代表)	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1 (052-961-7211 代表)	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、 小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、 日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、 豊山町、大口町、扶桑町
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14 (0567-24-2111 代表)	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、 蟹江町、飛島村
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町 1-36 (0569-21-8111 代表)	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 (0564-23-1211 代表)	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、 高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町 4-45 (0565-32-7494 代表)	みよし市
名古屋市 廃棄物指導課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1 (052-972-2391)	名古屋市
豊田市 廃棄物対策課	〒471-8501 豊田市西町 3-60 (0565-34-6710)	豊田市
岡崎市 廃棄物対策課	〒444-8601 岡崎市十王町 2-9 (0564-23-6875)	岡崎市
静岡県 西部健康福祉 センター 環境課	〒438-8622 静岡県磐田市見付 3599-4 (0538-37-2248)	
浜松市 産業廃棄物対策課	〒432-8023 静岡県浜松市中区鴨江 3-1-10 (053-453-6110)	浜松市

講習会についての問い合わせ先

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
〒460-0022 名古屋市中区金山 2-10-9 第8フクヤマビル 5F (052-332-0346)

経理的基礎に関する審査の考え方

1 営業実績が3年間以上ある法人の場合

直前期の 自己資本 比 率	直前3年間 の経常利益 の平均値	直前期 の経常 利 益	中小企業診断士の診断書		
			処 分 業	収 集 運 搬 業	
				積保あり	積保なし
10%以上	黒 字	黒 字	不 要	不 要	不 要
10%以上	黒 字	赤 字	不 要	不 要	不 要
10%以上	赤 字	黒 字	不 要	不 要	不 要
10%以上	赤 字	赤 字	不 要	不 要	不 要
0～10%	黒 字	黒 字	不 要	不 要	不 要
0～10%	黒 字	赤 字	必 要	必 要	不 要
0～10%	赤 字	黒 字	必 要	必 要	不 要
0～10%	赤 字	赤 字	必 要	必 要	必 要
マイナス	黒 字	黒 字	必 要	必 要	不 要
マイナス	黒 字	赤 字	必 要	必 要	不 要
マイナス	赤 字	黒 字	必 要	必 要	必 要
マイナス	赤 字	赤 字	不許可	不許可	不許可

(注) 1 自己資本比率：(純資産の部) ÷ (資産の部) × 100 (%)

2 「必要」では、今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書の提出を要する。ただし、診断書の内容だけで経理的基礎の有無を判断するものではない。

3 不許可となった場合でも、申請手数料や診断書は申請者の負担である。

2 営業実績が3年以上ある個人の場合

直前期の 資産状況	直前3年間の 所得税の納税状況	中小企業診断士の診断書		
		処 分 業	収 集 運 搬 業	
			積保あり	積保なし
資産≥負債	毎年、納税している	不 要	不 要	不 要
資産≥負債	納税していない年あり	必 要	必 要	不 要
資産<負債	納税している年がある	必 要	必 要	必 要
資産<負債	毎年、納税していない	不許可	不許可	不許可

(注) 資産状況については、「資産に関する調書」により判断する。

3 営業実績が3年間に満たない法人又は個人の場合

今後5年間の収支計画に基づく中小企業診断士の経営診断書を要する。

中小企業診断士及び経営診断書に関するお問合せ先

公益社団法人 愛知県中小企業診断士協会 〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-22-8 大東海ビル 809A (052-581-0924)

産業廃棄物の種類（例示）

産業廃棄物名	内 容	具 体 的 例 示
燃 え 殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰等
汚 泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	1. 有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥（し尿の混入しているものを除く）、洗毛汚泥、消化汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、糊かす、うるしかす 2. 無機性汚泥：浄水場沈でん汚泥、中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト泥、キラ、カーバイドかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、柚葉かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム（油性スカムを除く）、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、廃サンドブラスト（塗料かすを含むものに限る）、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こう、赤泥、転写紙かす等
廃 油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油（スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等）、切削油系廃油（水溶性、不水溶性）、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油（灯油、軽油、重油等）、動植物油系廃油（魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等）、廃溶剤類（シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、パークロロエチレン、アルコール等）、廃可塑剤類（脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等）、消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄排水、タールピッチ類（タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等）、廃ワニス、クレオソート廃液、印刷インキかす、硫酸ピッチ（廃油と廃酸の混合物）、タンクスラッジ、油性スカム・洗車スラッジ（廃油と汚泥の混合物）等
廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。	無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等）、有機廃酸（ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等）、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液（漂白浸せき工程、染色工程）、クロメート廃液、写真漂白廃液等
廃 アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。	洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液（精錬工程、シルケット加工）、黒液（チップ蒸解廃液）、脱脂廃液（金属表面処理）、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール（発泡スチロールを含む）、廃ベークライト（プリント基盤等）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
※紙 く ず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ② バルブ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）に係るもの ③ 出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの ④ 製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤ PCB が塗布され、又は染み込んだもの	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等

産業廃棄物名	内 容	具 体 的 例 示
※木 く ず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ② 木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの ③ パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ④ 物品賃貸業に係るもの ⑤ PCBが染み込んだもの ⑥ 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）に係るもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む）、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、廃パレット等
※繊維 く ず	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ② 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類） ③ PCBが染み込んだもの	畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等
※動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動食物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物）	① 動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等 ② 植物性残さ：ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等
※動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴ ム く ず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムなので廃プラスチック類）
金 属 く ず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		① ガラスくず：廃空ビン類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉 ② コンクリートくず：製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず ③ 陶磁器くず：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、せっこう型、レンガ破片、瓦破片等 ④ せっこうボード
鉍 さ い		高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい（スラグ）、キューボラ溶鉍炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、不良鉍石、不良石炭、粉炭かす、鉍じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）
が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）	コンクリート破片、レンガ破片、アスファルト破片、その他これに類する各種廃材等
※動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等
※動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体	同上の家畜の死体
ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、産業廃棄物である紙くず（PCBが塗布され、又は染み込んだもの）、木くず（PCBが染み込んだもの）、繊維くず（PCBが染み込んだもの）若しくは金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固型物

※業種指定

記入欄に書ききれない場合は、「別紙〇のとおり」と記入し、別紙〇を添付してください。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

日付は申請受理時に記入してください。

年 月 日

豊橋市長 殿

住所・氏名又は名称は登記事項証明書（個人の場合は住民票）のとおり記載してください。

申請者
〒 440-8501
住 所 愛知県豊橋市今橋町1番地
氏 名 ちぎり産業 株式会社 代表取締役 今橋 太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 0532-51-2407
FAX 0532-56-0566

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

品目名は、注意事項にあるとおりに記入してください。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

○積替え、保管を除く
汚泥□、廃プラスチック類*※、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※、紙くず
以上5品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
○積替え、保管を含む
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*△、がれき類△
以上2品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
*は自動車等破砕物を除く ※は石綿含有産業廃棄物を除く
△は石綿含有産業廃棄物を含む。□は水銀含有ばいじん等を含む。
(以下申請書中に同じ)

事務所及び事業場の所在地

事務所	愛知県豊橋市八町通5-4	電話番号	0532-54-5111
事業場	愛知県豊橋市神野ふ頭町3-9	電話番号	0532-31-4155

事業の用に供する施設の種類及び数量

車両 3台、フレコンバッグ10個、コンテナ3台、ドラム缶1本、蛍光灯ケース1個

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

豊橋市神野ふ頭町3-9
全体面積 100m²
保管面積 20m²
種 類 ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*△、がれき類△
なお、上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。
保管上限 10m³
保管高さ 該当なし

※ 事務処理欄

担当者又は担当部署
豊橋支店 担当者 吉田 一郎
電話 0532-##-####
FAX 0532-##-####

代行して提出する場合はその者の氏名、連絡先等を記入してください。

本産業規格 A列4番)
積替え保管をしない場合は「該当なし」と記載してください。

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	愛知県	02300999999
	名古屋市	06400999999
	豊田市	申請中(令和〇〇年〇〇月〇〇日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
		この欄は個人の場合のみ記入してください。
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
ちぎりさんぎょう ちぎり産業株式会社		愛知県豊橋市今橋町1番地
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
		この欄は個人の場合のみ記入してください。
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
		この欄は法人の場合のみ記入してください。
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
いまはし たろう 今橋 太郎	S19.3.5 代表取締役	愛知県豊橋市今橋町3番地 同上
おかざき じろう 岡崎 次郎	S30.3.3 取締役	愛知県岡崎市康生通西3丁目30番地 愛知県豊川市諏訪町3丁目237
いちのみや さぶろう 一宮 三郎	S40.4.4 取締役	愛知県一宮市古金1丁目3番地 岐阜県岐阜市岐阜町1番地
せと はなこ 瀬戸 花子	S50.5.5 監査役	岐阜県岐阜市岐阜町1番地 愛知県瀬戸市見付町38番地の1
はんだ じろう 半田 次郎	S10.6.6 相談役	愛知県半田市出口町1丁目45番地4号 愛知県知多郡美浜町大字河和字前田403番地
かすがい さぶろう 春日井 三郎	S20.7.7 顧問	愛知県春日井市柏井町2丁目31番地 愛知県小牧市堀の内3丁目62番地

登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者である場合は、記載してください。(ただし、講習会の修了者は該当しません。)

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の 総数	1000株		出資の額
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本籍 住所
あいち いちろう 愛知 一郎	S20. 2. 2	500株 50%	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目1番地2号 同上
おかざき じろう 岡崎 次郎	S30. 3. 3	300株 30%	愛知県岡崎市康生通西3丁目30番地 愛知県豊川市諏訪3丁目237番地
まるまる (か 〇 〇 (株))	_____	200株 20%	_____

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
とよかわ ごろう 豊川 五郎	S10. 8. 8	愛知県豊川市諏訪3丁目237番地
	工場長	愛知県蒲郡市浜町4番地の2
つしま ろくろう 津島 六郎	S20. 9. 9	愛知県津島市橋町4丁目50番地2号
	営業部長	同上
おかざき じろう 岡崎 次郎	S30. 3. 3	愛知県岡崎市康生通西3丁目30番地
	岡崎支店長（取締役）	愛知県豊川市諏訪町3丁目237番地

登記事項証明書に登記のある本店、支店の長（豊橋市内の営業を管轄する本支店長のみが対象となります。）及び産業廃棄物処理業の契約権限を有する講習修了者等を記入してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 豊橋市長が定める部数を提出すること。

※ 手数料欄

水銀使用製品産業廃棄物については、製品名と製品を構成する品目を記載してください。

（第1面）

事業計画の概要

運搬する業種ごとに区域、排出先（業種）を明記してください。

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載する。）
- 汚泥□
- ・ 試薬製造施設の水処理施設から排出される汚泥を密閉容器に入れて収集し、中間処分場（脱水）へ運搬する。
- 混合物（廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※）
- ・ 市内建設現場から排出される建設系混合廃棄物を収集し、中間処分場（選別）へ運搬する。
- 直管蛍光管（廃プラスチック類*※、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））
- ・ 市内事業場から排出される蛍光管を収集し、中間処分場（蛍光管の破碎）へ運搬する。
- 廃プラスチック類*※
- ・ 大規模小売店から排出される発泡スチロール及びペットボトルを中間処分場（熔融、破碎）へ運搬する。
- ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*△、がれき類△
- ・ 市内の建設現場から収集し、自社積替え保管施設で保管し、最終処分場へ運搬する。
2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥□	30m ³ /月	泥状	今橋製薬(株) 豊橋市今橋町3番地 (市内工事現場)	該当なし	春日井(株) 春日井市柏井町2-31
2	混合物(廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※)	100m ³ /月	固形	同上	該当なし	津島(株) 津島市橋町4-50-2
3	直管蛍光管(廃プラスチック類*※、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※(以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。))	1t/月	固形	豊橋(株) 豊橋市豊栄町字西500番地	該当なし	(株)東三(蛍光管の破碎) 豊橋市八町通5丁目4番
4	廃プラスチック類*※	1t/月	固形	同上	該当なし	春日井(株) 春日井市柏井町二丁目31番地
5	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*△	5t/月	固形	ちぎり建設(株) 豊橋市駅前大通9丁目99番地	津島市西柳原町1丁目14番	(株)西三河(埋立) 岡崎市明大寺本町1丁目4番地
6	がれき類△	10t/月	固形	同上	同上	同上

*は、自動車等破碎物を除く
 ※は、石綿含有産業廃棄物を除く
 △は、石綿含有産業廃棄物を含む
 □は、水銀含有ばいじん等を含む

・ 石綿含有産業廃棄物を運搬する場合、当該品目の許可を有する中間処理施設（熔融処理）または最終処分場（埋立処分）となります。
 ・ 混合物を運搬する場合は、「混合物（廃棄物の種類）」と記入してください。水銀使用製品産業廃棄物の場合は、「製品名（廃棄物の種類）」と記入してください。

備考 取り扱う（特別管理）産

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	豊橋 100 あ 12-34	4,250	ちぎり産業 (株)	自
2	ダンプ	豊橋 100 う 56-78	12,500	ちぎり産業 (株)	自 土砂禁車両
3	キャブオーバ	豊橋 100 あ 11-11	4,000	豊橋一郎	自
4					
5					
産業廃棄物の収集運搬に直接使用する車両を記入してください。 自車両の場合は「自」、借用車の場合は「借」と備考欄に記入してください。					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	愛知県豊橋市八町通5-4				
駐車場の所在地	別紙「車両保管場一覧表」のとおり ※付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物 運搬用	1m ³ 5個 2m ³ 5個	車両に搭載する際は過積載に ならないよう注意し、飛散、 流出しないよう蓋を閉じる。		
コンテナ	混合物運搬用	5m ³ 3台	同上		
ドラム缶	汚泥運搬用	200リットル 1本	同上		
蛍光管ケース	蛍光管運搬用	40本入 1個	積載時、破損しないように注 意する。		

(日本産業規格 A列4番)

(第3面)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

住所 豊橋市神野ふ頭町3-9

全体面積 100m² 保管面積 20m²

種類 ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*△、がれき類△

なお、上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。

保管上限 10m³ 保管高さ 該当なし

*は、自動車等破砕物を除く

△は、石綿含有産業廃棄物を含む

複数ある場合は、すべて記入してください。（様式第六号の二（第1面）と整合をとってください。）

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

土砂等運搬禁止車両ではがれき類、鉱さいは運搬できません。

「パッカー車」「プレスパッカー車」では、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物は運搬できません。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間帯、作業日及び従業員数を含む。)

・車両毎の用途

1. キャブオーバ

- ・汚泥□：運搬容器のドラム缶に入れ、密閉して運搬する。
- ・混合物(廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず*※)：混合物をシート掛けして運搬する。
- ・直管蛍光管(廃プラスチック類*※、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず*※(以上、水銀使用製品等産業廃棄物を含む。))：破損しないよう専用ケースに入れて、他の物と混合しないよう区分して運搬する。

2. ダンプ

- ・廃プラスチック類*※：発泡スチロール及びペットボトルをシート掛けして運搬する。

3. キャブオーバ

- ・混合物(廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず*※、がれき類※)：混合物をシート掛けして運搬する。
- ・ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず*△、がれき類△：運搬コンテナに入れて、シート掛けして運搬する。
- ・直管蛍光管(廃プラスチック類*※、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず*※(以上、水銀使用製品等産業廃棄物を含む。))：破損しないよう専用ケースに入れて、他の物と混合しないよう区分して運搬する。

・収集運搬作業を行う時間

9時～17時(休憩 1時間)

・休業日 日曜、祝祭日、年末年始(12月28日～1月3日)

- *は、自動車等破砕物を除く
- ※は、石綿含有産業廃棄物を除く
- △は、石綿含有産業廃棄物を含む
- は、水銀含有ばいじん等を含む

様式第六号の二
(第2面)と整合をとってください。

産業廃棄物収集運搬業務に直接従事している人数を記載してください。
ただし、役員及び使用人については、様式第六号(第2面)(第3面)と整合をとってください。

従業員数内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令で第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請書の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	2 人	2 人	1 人	3 人	3 人	0 人	15 人

(日本産業規格 A列4番)

従 業 員 調 書 (直接従事者)

職 種	氏 名	住 所
事 務 員		
運 転 手		
作 業 員		
そ の 他		

様式第六号の二(第4面)における従業員数内訳の事務員～その他までの従業員と整合をとってください。

注1 : 様式第六号の二(第4面)「従業員数内訳」の事務員～その他までに該当する従業員を記入すること。

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- 汚泥
- ・含水率の高い汚泥はドラム缶を使用し、シートを掛けて運搬
 - ・水銀含有ばいじん等を含む汚泥はドラム缶に遮光シートを掛けて高温にさらされないような措置を講ずる。
- * 金属くず
- ・荷台にシートを掛けて運搬
- * △ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- ・フレコンバッグに入れ、荷台にシートを掛けて運搬
- 及び陶磁器くず
- ・フレコンバッグに入れ、荷台にシートを掛けて運搬
- △ がれき類
- ・専用のケースに入れ、破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して運搬
- 直管蛍光管
- ・専用のケースに入れ、破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して運搬

・運搬時の飛散、流出防止対策等について記入してください。
・特別管理産業廃棄物の場合には、安全対策 (腐敗、腐食、爆発性等) についても記入してください。

・運搬物に石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、運搬時に講ずる措置を記入してください。

(2) 積替え・保管施設において講ずる措置

屋内で積替え、保管を行うことにより飛散・流出を防止する。また、床面はコンクリート舗装とし、地下浸透を防止する。

石綿含有産業廃棄物は、品目ごとに分別したまま、フレコンバッグに入れ飛散しないよう保管する。

・積替え・保管を行う際の飛散、流出防止対策等について記入してください。
・特別管理産業廃棄物の場合には、安全対策 (腐敗、腐食、爆発性等) についても記入してください。
・積替え・保管を行わない場合には、該当なしと記入してください。

(3) その他

特になし

環境保全に対し特別な措置を講じる場合は記入してください。

運搬車両の写真

自動車登録番号 又は車両番号			
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。 <div data-bbox="469 831 1275 1010" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>運搬車両が複数ある場合は、すべて記載してください。 セミトレーラー等ナンバープレートが後部にしかないものは、後部から写真を撮ってください。</p></div>		
		側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること・名称等の車体の表示が確認できること <div data-bbox="443 1464 1313 1644" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"><p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬業者」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p></div>
撮影	年 月 日		

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"><p>運搬容器等が複数ある場合は、すべて記載してください。 セミトレーラー等ナンバープレートが後部にしかないものは、後部から写真を撮ってください。</p></div>			
			撮影 年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"><p>写真はサービス版のカラー写真に限ります（インスタント写真は不可） 写真と同等以上の画質であれば、デジタルカメラを使用してもかまいません。 同一の容器を複数使用する場合は、容器の種類ごとに1枚の写真のみでかまいません。</p></div>			
			撮影 年 月 日

車 両 保 管 場 一 覧 表

車 両 等 名	車 両 保 管 場 の 所 在 地	登 記 地 目	自 己 所 有 借 地 の 区 分
1.キャブオーバ	愛知県豊橋市神野ふ頭町3-9	雑種地	自地
2.ダンプ 3.キャブオーバ	愛知県豊橋市神野ふ頭町10	宅地	借地
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto; width: 80%;"> 駐車場が借地の場合には、賃貸借契約書等の写しを添付してください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto; width: 30%;"> 付近の見取図を添付してください。 </div>			
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); opacity: 0.5;"> / </div> </div>			

注1：「車両等名」には様式第六号の二（第2面）「運搬車両一覧」の「車体の形状」欄に記載した形状、番号等を記入すること。

注2：車両保管場の数に応じ、適宜横線を引いて使用すること。

(第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	1,500 + 2,800/年	
土地	(駐車場) (賃借) 30/年	
事務所	(賃借) 100/年	
収集運搬車両	(1台購入) 1,500 (1台賃借) 70/年	
積替保管施設		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事業開始に新たな資金を必要としない場合は、資金の総額欄に「現在営んでいる〇〇業のものを使用するため新たな資金は必要ありません。」等と記入してください。 </div>		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	1,500
	(借入先名)	田原銀行 1,500 (返済方法については、別紙のとおり) *別紙は銀行等への返済計画を記載すること
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 産業廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、他事業部門も含めて記入してください。 </div>	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(日本産業規格 A列4番)

(第9面)

資産に関する調書 (個人用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内容	数量	価格、金額 (千円)
現金預金	普通預金		5,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	自宅		10,000
建物	自宅		10,000
備品			
車両	ダンプ	2台	5,000
その他			
資 産 計			30,000
負債の種別	内容	数量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			0

預金がある場合には、金融機関の残高証明書を添付してください。

個人で申請する場合のみ添付してください。法人の場合は不要です。

(日本産業規格 A列4番)

今後5年間の事業に係る収支計画書

(法人用)

(単位； 千円)

項目	期間	01.7~02.6	02.7~03.6	03.7~04.6	04.7~05.6	05.7~06.6
A	売上高	8,500	10,000			
B	売上原価	4,000	5,300	別紙売上高の根拠と整合させてください。		
	(うち減価償却費)	1,000	1,000			
C	売上総利益 (C=A-B)	4,500	4,700			
D	販売費及び一般管理費	4,200	4,400			
	(うち給与)	1,200	1,300			
	(うち役員報酬)	1,000	1,000			
	(うち減価償却費)	1,400	1,400			
	(うち燃料費)	100	200			
E	営業外収益	10	5			
F	営業外費用	20	25	* 5年分記載してください。		
G	経常利益 (G=C-D+E-F)	290	280			
H	特別利益	700	800			
I	特別損失	800	700			
J	税引前当期利益 (J=G+H-I)	190	380			
K	当期利益	160	330			
	前期繰越利益	△100	60			
	当期末処分利益	60	390			

(個人用)

(単位； 円)

項目	期間					
A	売上					
B	その他収入					
C	費用 (C=C1+C2)					
	C1 (うち燃料費)					
	C2 (その他費用)					
D	収益 (D=A+B-C)					

今後5年間の事業に係る売上高

【令和元年7月1日～令和2年6月30日】

1 産業廃棄物収集運搬業	
がれき類	5,000円/t×70t/年= 350,000円/年
・	・
・	・
計	3,500,000円/年
2 運送業	2,000,000円/年
3 土木業	3,000,000円/年
4 合計	8,500,000円/年

【令和2年7月1日～令和3年6月30日】

1 産業廃棄物収集運搬業	
がれき類	5,000円/t×80t/年= 400,000円/年
・	・
・	・
計	4,300,000円/年
2 運送業	2,400,000円/年
3 土木業	3,300,000円/年
4 合計	10,000,000円/年

* 5年分記載してください。

- ・合計は、収支計画書のA欄と整合をとってください。
- ・配布様式には、この用紙はありませんので、各自記載例のとおり、A4紙に記載し、提出してください。

保 管 計 画 書

産業廃棄物の種類	保 管 方 法	保 管 面 積 (m ²)	保 管 容 積 (保管上限) (m ³)	保 管 高 さ (m)	備 考
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)	建屋内 フレコンバッグ保管	16	8 (9.6 t)	—	1日当たりの平均的搬出量の4.8日分
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)	建屋内 フレコンバッグ保管	4	2 (3.4 t)	—	1日当たりの平均的搬出量の1.7日分
以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 容積から重量に換算する際に用いる比重は県産業廃棄物適正処理指導要綱で定めたものとし、それ以外の場合は比重の根拠を明らかにしてください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 屋外の場合は、記入してください。 </div>					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>保管方法：屋内・外、容器の使用（又は野積み）を明記してください。</p> <p>保管面積：廃棄物を保管する場所の面積を記入してください。</p> <p>保管容積：保管基準上の上限や容器の容積等保管できる上限を記入してください。</p> <p>保管高さ：根拠となる図面等から導き出された数字で、計算書を添付してください。</p> <p>*保管施設の構造、保管容積、保管高さ等には法律や要綱などによる規制がかかりますので、事前にご相談ください。</p> </div>					
合計	2 品目	20	10	—	6.5日分
所在地		管理責任者			
愛知県豊橋市神野ふ頭町3-9		今橋 太郎			
全体面積		保管面積 (合計)		保管容積 (合計)	
100 m ²		20 m ²		10 m ³	

(注) 積替え・保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

積替え・保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。

(第10面)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

- ・各役員等に確認したうえで、申請者名で誓約してください。
- ・該当した場合は、不許可となります。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

住 所 愛知県豊橋市今橋町1番地

氏 名 ちぎり産業 株式会社

代表取締役 今橋 太郎

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

豊 橋 市 長 殿

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和 年 月 日

豊橋市長 殿

申請者

〒 440-8501

住所 愛知県豊橋市今橋町1番地

氏名 ちぎり産業株式会社 代表取締役 今橋 太郎
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号 0532-51-2407

F A X 0532-56-0566

日付は申請受理時に
記入してください。

必要のない部分を二重
線で消してください。

産業廃棄物処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、
産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。
産業廃棄物処分量

許可の年月日及び許可番号	平成29年6月1日 第096009	変更後の事業範囲を全
収集運搬業・処分量の区分	産業廃棄物収集	て記載してください。
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分量にあつては、処分する方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	<p>○積替え、保管を除く 汚泥□、廃プラスチック類*※、金属くず*、木くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※、紙くず 以上6品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）</p> <p>○積替え、保管を含む ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*△、がれき類△ 以上2品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）</p> <p>*は自動車等破砕物を除く ※は石綿含有産業廃棄物を除く △は石綿含有産業廃棄物を含む。 □は水銀含有ばいじん等を含む。 （以下申請書中に同じ）</p>	
変更の内容	<p>産業廃棄物の種類の追加 ○積替え・保管を除く 木くず 以上1品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）</p>	
変更理由	事業の拡大及び適正処理の確保	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	別紙のとおり	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要	別紙のとおり	
※ 事務処理欄		

担当者又は担当部署
豊橋支店 担当者 吉田 一郎
電話 0532-##-####
F A X 0532-##-####

代行して提出する場合は
その者の氏名、連絡先等
を記入してください。

（日本産業規格 A列4番）